

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に基づき、本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修等に要する経費に対し今治市補助金交付規則(平成17年今治市規則第53号)に定めるもののほか予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱(平成16年7月施行)に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱(平成26年7月施行)に基づき登録された耐震改修登録事業者をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書(改修前後の耐震診断結果報告書、計画書及び積算見積書(当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあつては、経費の区分が明確であるものに限る。)を含む。)の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事(補強工事を含む。)で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (6) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書(工事状況報告書、写真及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書を含む。)の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (7) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的として実施する耐震シェルター設置工事をいう。
- (8) 既存木造住宅 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半で

ないものに限る。)で、地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組構法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存木造住宅の所有者(共有の場合にあつては、登記事項証明書等により所有者と確認できる者で、共有者全員の同意を得たもの)であるもの
- (2) 所有者の世帯全員が市税を滞納していないもの(共有の場合にあつては、代表者に限る。)
- (3) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う既存木造住宅の耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修工事の場合

ア 愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する愛媛県建築物耐震評価委員会又は民間木造住宅耐震等の評価機関(以下「評価委員会等」という。)にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。

イ 耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 耐震診断の結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであつて、評価委員会等にて耐震改修計画の評価を受けたものであること。

(イ) 耐震改修工事監理がされること。

(ウ) リフォーム瑕疵担保責任保険に加入されたものであること。

(エ) 耐震改修工事完了後も居住の用に供されるものであること。

ウ 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(2) 耐震シェルター設置工事の場合

ア 評価委員会等にて評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存

木造住宅に係る耐震シェルター設置工事であること。

イ 地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又は愛媛県知事が認めるものを設置するものであること。

ウ 耐震シェルター設置工事完了後も居住の用に供されるものであること。

エ 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、法令違反がないこと。ただし、耐震シェルター設置工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の全部又は一部とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行う耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事のうち、耐震補強に寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 耐震改修工事に係る補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、耐震シェルター設置工事に係る補助金の交付を受けた場合においては、本文の規定にかかわらず、100万円から当該交付額を除いた額を限度とする。

2 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、補助対象経費以内とし、40万円を限度とする。

3 補助金の額は、前2項ごとに算出するものとし、算出された補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助対象事業の申込み等)

第7条 補助対象者は、耐震改修工事の補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修設計の着手日の2週間前までに、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図及び写真等

(2) 建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類

(3) 所有者であることが確認できる書類

(4) 同意書（別記様式第2号）。ただし、共有者又は占有者が存する場合に限る。

(5) 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し（評価委員会等における耐震診断の評価を受けている場合に限る。）

(6) 納税状況調査同意書

(7) 工程表（資材調達計画を含む。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査するとともに、補助対象事業として内定の可否を決定し、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書(別記様式第3号)又は今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込却下通知書(別記様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による内定に際し、必要な条件を付けることができる。

(補助対象事業の変更申請等)

第8条 前条第2項の規定による内定の通知を受けた補助対象者(以下「補助内定事業者」という。)は、当該内定を受けた事業(以下「補助内定事業」という。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、今治市木造住宅耐震改修等事業内定変更等申請書(別記様式第5号)に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、今治市木造住宅耐震改修等事業内定変更等承認通知書(別記様式第6号)により、補助内定事業者に通知するものとする。

(内定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助内定事業者が、前条第2項の規定による承認を受けずに補助内定事業の内容を変更し、又は中止したとき。

(2) 評定委員会等による総合評価を受ける場合にあつて、評価委員会等において適正と評価された耐震診断の結果、既存木造住宅の総合評点が1.0以上であることが明らかになったとき。

(補助事業の交付申請)

第10条 補助内定事業者は、耐震改修工事の補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1号に規定する評価完了後速やかに、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し(第7条に規定する申込みの際に添付している場合を除く。)

(2) 木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し

(3) 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し

(4) 耐震改修計画書

(5) 耐震改修設計契約書の写し

- (6) 耐震改修工事設計図書（施工箇所及び内容等を記載したもの）の写し
- (7) 耐震改修工事契約書の写し
- (8) 耐震改修工事費見積書及び内訳書
- (9) 耐震改修工事監理契約書の写し
- (10) リフォーム瑕疵担保責任保険に加入したことが分かる書類の写し
- (11) 工程表（資材調達計画を含む。（第7条に規定する申込みの際に添付している場合を除く。））
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 耐震シェルター設置工事の補助金の交付を受けようとする者は、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図及び写真等
- (2) 建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類
- (3) 所有者であることが確認できる書類
- (4) 同意書（別記様式第2号）。ただし、共有者又は占有者が存する場合に限る。
- (5) 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し
- (6) 耐震シェルターの強度について、公的機関等により安全性が証明された書類、構造計算により安全性が認められた書類又は愛媛県知事が認めるものである書類
- (7) 耐震シェルター設置工事契約書の写し
- (8) 耐震シェルター設置工事費見積書及び内訳書
- (9) 納税状況調査同意書
- (10) 工程表（資材調達計画を含む。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請を行う者（以下「交付申請者」という。）は、補助金の受領を耐震改修工事を行った耐震改修工事業者又は耐震シェルター設置工事を行った耐震シェルター設置工事業者（以下「耐震改修工事業者等」という。）に委任することができる。この場合において、交付申請者は、前2項の交付申請書に今治市木造住宅耐震改修等事業補助金代理受領予定届出書（別記様式第8号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（別記様式第9号）又は今治市木造住宅耐震改修等事業補助金不交付決定通知書（別

記様式第10号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 前条第1項及び第2項に規定する申請にかかる工事については、第1項の交付決定通知書の通知を受けるまでは工事を着工してはならない。

(補助事業の変更申請)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)のうち、次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震改修等事業変更申請書(別記様式第11号)に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費

(2) 補助対象事業の内容

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条で決定した補助金額に変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書(別記様式第12号)を、補助金額に変更が生じない場合は、今治市木造住宅耐震改修等事業変更承認通知書(別記様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下申請書(別記様式第14号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下承認通知書(別記様式第15号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに今治市木造住宅耐震改修等事業実績報告書(別記様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修工事の場合

ア 完了報告書(別記様式第17号)

イ 耐震改修工事代金領収書の写し

ウ 耐震改修工事竣工図(平面図等)

エ 耐震改修工事写真(改修内容及び改修前後が確認できるもの)

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震シェルター設置工事の場合

ア 完了報告書(別記様式第17号)

- イ 耐震シェルター設置工事代金領収書の写し
- ウ 耐震シェルター設置工事竣工図（平面図等）
- エ 耐震シェルター設置工事写真（設置内容及び設置前後が確認できるもの）
- オ その他市長が必要と認める書類

2 第10条第3項後段の規定による届出を行った補助事業者で、補助金の受領を耐震改修工事業者に委任するときは、第1項第1号イに掲げる書類に代えて耐震改修工事に係る請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の交付決定額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

3 第10条第3項後段の規定による届出を行った補助事業者で、補助金の受領を耐震シェルター設置工事業者に委任するときは、第1項第2号イに掲げる書類に代えて耐震シェルター設置工事に係る請求書の写し及び当該請求書の額から補助金の交付決定額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（別記様式第18号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金請求書（別記様式第19号）により、補助金を請求することができる。

2 第10条第3項後段の規定による届出を行った補助事業者は、前項に規定する補助金の交付請求において、補助金の受領を耐震改修工事業者等に委任するときは、前項の請求書に今治市木造住宅耐震改修工事補助金代理受領委任状（別記様式第20号）又は今治市木造住宅耐震シェルター設置工事補助金代理受領委任状（別記様式第21号）を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（地位の継承）

第17条 第7条第1項の規定による申込を行った者、補助内定事業者又は補助事業者（以下「補助事業者等」という。）が、死亡その他の特段の事情により補助事業を実施又は継続することが困難となった場合において、相続等により補助事業者等の法的な地位を継承した者は、市長に申請し、承認を受けることにより、この要綱の規定に基づき補助事業者等が取得した地位を継承することができる。

2 前項の規定によりこの要綱に基づく補助事業者等の地位を継承しようとする者（以下「補助事業継承者」という。）は、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金地位継承申請書（別記様式第22号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地位を承継する者であることを証する書類
- (2) 共有者又は占有者の同意書（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
- (3) 納税状況調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地位の継承を認めたときは、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金地位継承認定通知書（別記様式第23号）により、補助事業継承者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) この要綱に規定する補助要件を欠くとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第24号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存木造住宅
- (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅
- (3) 他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

2 前項第2号の規定にかかわらず、耐震改修工事補助金については、耐震シェルター設置工事

補助金の交付を受けていても、交付することができる。

(調査等)

第21条 市長は、補助内定事業又は補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者等に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者等は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間これらを保管しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次の事業について申し込めます。

記

建 物 所 在 地	今治市
耐 震 診 断 受 診 年 度	年度
耐 震 診 断 評 価 番 号	
事 業 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
耐震改修設計（改修耐震診断）委託先事務所名	（Tel：（ ） - （ ））
事 業 費 （ 予 定 額 ）	円
耐震改修等事業補助金の申込みをするに当たり、次のいずれにも該当することを誓約します。 （1）市税を滞納していないこと。 （2）今治市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 なお、上記について、市長が必要と認める場合には、調査することに同意します。	

（添付書類）

- （1）位置図、配置図、平面図及び写真等（現況を示したもの）
- （2）建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類
- （3）所有者であることが確認できる書類
- （4）同意書（別記様式第2号）。ただし、共有者又は占有者が存する場合に限る。
- （5）木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し（評価委員会等における耐震診断の評価を受けている場合に限る。）
- （6）納税状況調査同意書
- （7）工程表
- （8）その他市長が必要と認める書類

(別紙)

納税状況調査同意書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

(宛先) 今治市長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

- ※ 申請者は記入しないでください。
- ※ 市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願いします。

年 月 日

納税課長 様

建築課長

市税滞納の有無	滞納がないとき・・・「滞納なし」
	滞納があるとき・・・「滞納あり」

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 納税課長 印

同意書

申請者 _____ が、次の建築物の 木造住宅耐震改修等事業
を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

建物所在地

（共有者）

年 月 日

建物所有者等 住所
（共有者1）
氏名
（自署）

年 月 日

建物所有者等 住所
（共有者2）
氏名
（自署）

年 月 日

建物所有者等 住所
（共有者3）
氏名
（自署）

（建物占有者）

年 月 日

建物占有者 住所
氏名
（自署）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けの今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書により申込みのあった補助金については、次のとおり内定したので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

建 物 所 在 地	今治市
耐 震 診 断 受 診 年 度	年度
耐 震 診 断 評 価 番 号	
事 業 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
耐震改修設計（改修耐震診断）委託先事務所名	（Tel：（ ） － ）
事 業 費 （ 予 定 額 ）	円
内定の条件 (1) 事業の着手は、この内定通知を受けた後速やかに行ってください。 (2) この内定通知を受けた後は、耐震改修設計を行い、改修計画書等をそろえて補助金交付申請書を提出してください。 (3) 内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けてください。	

別記様式第4号（第7条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込却下通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けの今治市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書による補助金の申込みについては、下記の理由により却下することに決定しましたので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

別記様式第5号（第8条関係）

今治市市木造住宅耐震改修等事業内定変更等申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号により内定を受けた今治市木造住宅耐震改修等事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更（中止）をしたいので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

別記様式第6号（第8条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業内定変更等承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けの今治市木造住宅耐震改修等事業内定変更等申請書については、
下記のとおり承認しましたので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条第2項の
規定により通知します。

記

1 変更前の内容

2 変更後の内容

別記様式第7号（第10条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

建築物の概要	建物所在地	今治市				
	建築年月日	年 月 日				
工事予定期間	着手予定年月日	年 月 日				
	完了予定年月日	年 月 日				
事業費見積額	補助対象経費	耐震改修工事費	円			
		耐震シェルター設置工事費	円			
	補助対象経費外	耐震改修設計費	円			
		耐震改修工事監理費	円			
補助金交付申請額（それぞれ千円未満切捨て）	補助金交付申請額	円				
	（内訳）	耐震改修工事費	円（補助対象経費×4/5、限度額100万円）			
		耐震シェルター設置工事費	円（補助対象経費、限度額40万円）			
改修前後における上部構造評点	現状（改修前）		改修後			
		X方向	Y方向		X方向	Y方向
	2階			2階		
	1階			1階		

（補助金振込先口座）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行				<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫				<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協				<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名				

※ 口座名義人は、申請者本人名義の口座をご記入ください。

別記様式第8号（第10条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金代理受領予定届出書

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事に関する補助金の受領権限を下記のとおり委任する
予定です。

記

1 耐震改修工事補助金

住所
事業者名
代表者名

2 耐震シェルター設置工事補助金

住所
事業者名
代表者名

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

今治市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった今治市木造住宅耐震改修等事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

なお、補助事業の変更がある場合は、今治市木造住宅耐震改修等事業変更申請書（別記様式第11号）を、取り下げする場合は、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下申請書（別記様式第14号）を速やかに提出してください。

また、補助事業が完了したときは、遅滞なく、今治市木造住宅耐震改修等事業実績報告書（別記様式第16号）に関係書類を添えて報告してください。

年 月 日

今治市長 印

記

交付年度	年度	受付番号	第 号
補助金交付決定通知額	交付決定合計額 円 (内訳) 耐震改修工事費 円 耐震シェルター設置工事費 円		
交付の条件及び指示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求める。 (5) 評価委員会等にて評価を受けた診断の結果、総合評点1.0以上と診断された場合の耐震改修等事業は、補助対象とならないから、本交付決定を取り消す。		

別記様式第10号（第11条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金不交付決定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第10条の規定により申請のありました補助事業について、同要綱第11条の規定に基づき次の理由により補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由	
--------	--

別記様式第11号（第12条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業変更申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
を変更したいので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

変更する内容	
変更する理由	

※具体的に記載してください。

別記様式第12号（第12条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

今治市指令 第 号

様

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定を通知した今治市木造住宅耐震改修等事業補助金については、次のとおり当該決定の額を変更したので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

今治市長 印

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る交付決定の額は、次のとおりとする。

(単位：千円)

区 分	既交付決定額	今回変更増減額	変更交付決定額
補助事業に要する経費			
補助金の額			

別記様式第13号（第12条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業変更承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで変更申請のあった今治市木造住宅耐震改修等事業については、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、その申請を承認したことを通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。

別記様式第14号（第13条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
を取り下げたいので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第1項の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

取下理由	
------	--

別記様式第15号（第13条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで取下申請のあった今治市木造住宅耐震改修等事業については、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、承認したことを通知します。

今治市木造住宅耐震改修等事業実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
について、補助事業が完了したので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第14条の規
定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業実績額 円

（内訳）

耐震改修工事費	円
耐震シェルター設置工事費	円

2 事業期間

耐震改修工事	年 月 日 ~ 年 月 日
耐震シェルター設置工事	年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助金交付申請額 円

（内訳）

耐震改修工事費	円
耐震シェルター設置工事費	円

完了報告書

申請者氏名		交付決定通知番号	
対象となる 家屋の所在地			
施 工 者 耐震改修 (耐震シェルター設置工事業 者)		会社名： 建設業許可番号： 担当者氏名： 担当者連絡先：	
確認日		年 月 日	立会人
手直し結果確認日		年 月 日	
措置項目	措置の有無	確認結果・手直し指摘事項	手直し結果
地盤・基礎に 関する措置	有・無		
建物上部構造 に関する措置	有・無		
老朽度・その 他に関する措 置	有・無		
<p>(宛先) 今治市長</p> <p>耐 震 改 修 耐震シェルター設置工事完了段階での工事内容が適切であることを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">監理者氏名</p> <p>上記の報告内容について確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>			

別記様式第18号（第15条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで報告のあった今治市木造住宅耐震改修等事業実績報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり通知します。

なお、速やかに同要綱第16条の規定による請求を行ってください。

記

交 付 年 度	年度
補助金交付確定額	円

別記様式第 19 号（第 16 条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付額確定の通知があった補助金の交付を受けたいので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

（内訳）

耐震改修工事費	円
耐震シェルター設置工事費	円

今治市木造住宅耐震改修工事補助金代理受領委任状

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所
委任者 氏 名
（補助事業者）
（自署）
電話番号

耐震改修工事補助金の受領権限を下記の者に委任いたします。

記

1 補助金額 金 円

2 受任者

住所

会社名

代表者名

3 受任者振込口座名

（補助金振込先口座）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
口座名義人	(ふりがな) 氏 名	

今治市木造住宅耐震シェルター設置工事補助金代理受領委任状

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所
委任者 氏 名
(自 署)
(補助事業者) 電話番号

耐震シェルター設置工事補助金の受領権限を下記の者に委任いたします。

記

1 補助金額 金 円

2 受任者

住所

会社名

代表者名

3 受任者振込口座名

（補助金振込先口座）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
口座名義人	(ふりがな) 氏 名	

別記様式第 22 号（第 17 条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継申請書

（宛先）今治市長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号により内定（交付決定）通知を受けた今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付の地位を承継したいので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。

記

建 物 所 在 地	今治市	
申 請 者	変 更 前	住 所 氏 名 電話番号
	変 更 後	住 所 氏 名 電話番号
承 継 の 理 由		
承 継 の 年 月 日	年 月 日	
耐震改修等事業補助金交付の地位を承継するに当たり、次のいずれにも該当することを誓約します。 (1) 市税を滞納していないこと。 (2) 今治市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。 なお、上記について、市が必要と認める場合には、調査することに同意します。		

（添付書類）

- (1) 地位を承継する者であることを証する書類
- (2) 共有者又は占有者の同意書（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
- (3) 納税状況調査同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第23号（第17条関係）

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継認定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった今治市木造住宅耐震改修等事業については、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、認定したことを通知します。

今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定（確定）通知をした今治市木造住宅耐震改修等事業補助金については、次のとおり取り消したので、今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

なお、すでに交付された補助金がある場合は、速やかに返還をしてください。

記

1 補助金交付決定（確定）額 円

(内訳)	既決定額	円
	取消額	円
	取消後決定額	円

2 交付済補助金の返還

既交付済額	円
取消後交付すべき額	円
返還補助金額	円

3 取り消し理由

取消該当条項	今治市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱 第18条第1項 第 号該当
取消理由	